

武田薬品工業新研究所の実験動物焼却炉施設に伴う 周辺住民等の公衆衛生上の安全措置を求めることについての陳情

1、陳情の要旨

武田薬品工業(以下「武田薬品」という)は、現在建設中の新研究所に、実験動物の死骸を1日(6時間稼動)で1.8トン処理する大規模焼却炉設置を計画しています。武田薬品の実験動物焼却は通常のゴミ焼却とまるで異なるのに、公衆衛生上の問題は全く明らかにされていません。近隣住民をはじめ、周辺広域に居住し又は勤務する市民にたいし、健康上重大な影響を及ぼす恐れがあります。

貴議会におかれましては、焼却炉の設置申請が出される前に、その計画の公衆衛生に関わる詳細を住民等に説明し理解を得るべく関係機関から武田薬品に対し働きかけるよう要望し、陳情いたします。

2、陳情の理由

(1) 武田薬品は新研究所の問題点にたいし、いまだ明確な解答をせず「秘密主義」をとっています。15の研究棟には、実験動物の飼育設備を主な内容とする研究棟が7棟含まれていて、実験動物の飼育実験室の総床面積は、住民側の試算ですが9ha位と推定しています。併設予定の動物焼却炉は、これまで大阪府十三(じゅうそう)で稼動してきた炉と同一設計であるとし、大阪で1基だったのを湘南では2基とするとの内容で環境アセスが行われました。

(2) バイオ関連施設にたいして、世界保健機関(以下「WHO」という)が示した指針を引用すると、(イ)実験動物の死骸は実験を実施する施設内で焼却すべきこと、(ロ)焼却炉の構造は「2度燃焼」とすべきこと、2度燃焼と炉の温度管理を規定する意味は煙に病原体が混ざるのを防ぐ為であること、等が示されています。(但し(イ)の施設内焼却の指針は、WHOがいう「バイオ関連施設は住宅地から十分離して立地すべき」との規制を前提にしている点に、注意が必要です。)

武田薬品は環境アセス審査を、大阪府十三の焼却炉の実績を元に行いましたので、WHOの指針とは異なる設計(1度燃焼)で審査しました。そして、審査したのは臭気とダイオキシン類の漏洩の項目のみで、WHOのいう焼却方式や焼却温度、焼却炉から動物実験に使用された病原体などが漏洩しないか、有害物質たとえばRI物質などが漏洩しないかの問題に関する検討は行われませんでした。従って、炉の安全性に大きな不安があります。

(3) 他方、マウス等の小動物が主体だとはいえ、研究所実験室総床面積のほぼ半分を犬や猿も含む実験動物にあて、それら膨大な数の生き物の生命を短周期で大量継続して処分することが、市民・住民に精神的に強いストレスを与えるのは必定です。

住宅地には壮健者も病弱者も、幼児とその保護者、老人らも共に居住していますので、動物焼却炉の設置は公衆衛生面において重大問題です。

(4) 実験動物の死骸は廃棄物焼却場の法令が想定するゴミと異なります。動物死骸の焼却については、神奈川県化製場の条例では住宅から300m離すこと、鎌倉市のまちづくり条例にもとづく動物霊園の指導要綱では、住宅から50m離すことと、学校・病院・老人福祉施設等からは110m離すことを、また110m以内の関係住民への周知と理解が必要といった、それぞれ立地上の基準が示されています。また同指導要綱では、炉の構造についても基準の記載があることは、公衆衛生上で重要です。

(5) 武田薬品が「動物の鳴き声はけっして建物から漏れません」と発言したことがありますが、動物実験センターとも見まごう飼育の集中する棟の換気やそれらの1階(推定)にある排泄物集積槽の換気から出る悪臭は住民を悩ましストレスを与えることとなります。しかるに武田薬品は、実験動物の飼育と焼却施設がどのような影響を及ぼすかについて、周辺住民と公共施設関係者へ説明をしていません。住民らは平穏に暮らせなくなる不安でいっぱいとなり、このような環境悪化に耐えられない人々にたいして重大な人権侵害となります。

以上

平成21年11月30日

提出者 鎌倉市植木 598-3-108

湘南の環境を守る会 平倉 誠 (印)

他 515名 *

鎌倉市議会議長 赤松 正博 様